

IT導入補助金（類型の概要）

■ デジタル化基盤導入類型

- **中小・小規模事業者**に、インボイス制度も見据えた**デジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用**に加え、**PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用**を支援する。

■ 複数社連携IT導入類型

- **複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組**に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するための**コーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等**を含めて支援する。

類型名	令和3年度補正予算（デジタル化基盤導入枠） （2,001億円の内数）				【参考】令和元年度補正予算（通常枠） （3,600億円の内数）	
	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型		A類型	B類型
補助額	ITツール ~50万円以下	PC等 50万円超~350万円	レジ等 ~10万円	~20万円	30万円~ 150万円未満	150万円~ 450万円以下
補助率	3/4	2/3	1/2		1/2	1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】事務費・専門家費				ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費	

25

IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）

1. 概要

- 中小・小規模事業者に、インボイス制度も見据えた**デジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用**に加え、**PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用**を支援する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業等（従来のIT導入補助金と同様）

3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

（1）ITツール

○導入に係る費用

パッケージ購入費、初期費用（クラウド型の場合等）、システム構築費、導入作業費、役務費（導入支援）

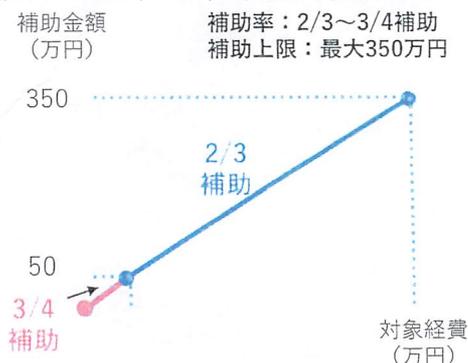
○利用に係る費用（2年分）

月額、年額サービス利用料、システム保守費用

（2）ハードウェア

機器（本体・付属機器）購入費用、設置費用

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】



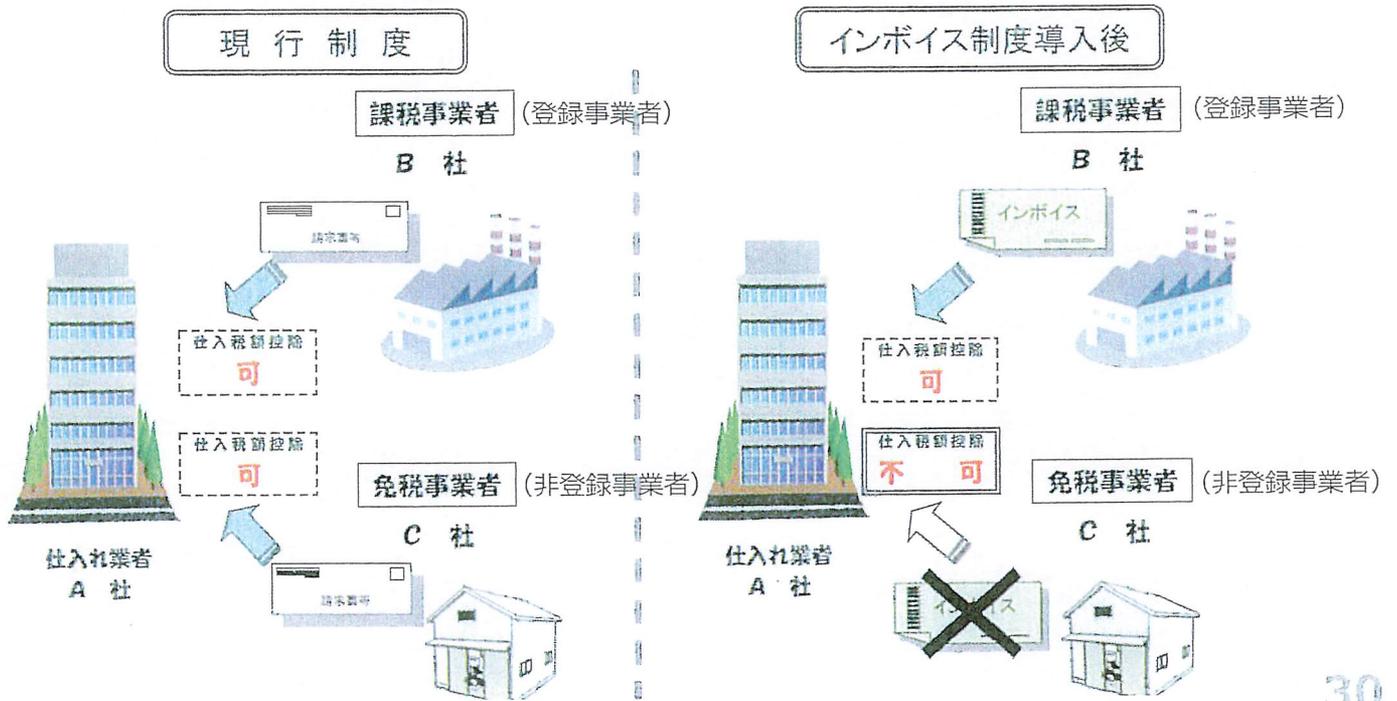
5. 補助率・補助額

ITツール：補助額5万円~50万円以下（補助率3/4）、補助額50万円超~350万円（補助率2/3）
 ⇒導入するITツールが「会計」「受発注」「決済」「EC」の機能を2機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。（1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。）
 PC・タブレット等：補助額10万円まで（補助率1/2）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率1/2）

26

インボイス制度（概要）

- 現行制度においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除可。
- インボイス制度実施後は、インボイスを発行できない免税事業者（非登録事業者）からの仕入れは、インボイスの保存ができないため、仕入税額控除ができない。



インボイス発行事業者の登録申請（令和3年10月～）

事業者の方へ 国税庁

消費税の **令和3年10月1日**

インボイス制度
登録申請受付開始!!

令和5年10月1日インボイス制度が導入されます。
インボイスを交付する事業者にも登録申請が必要ですよ!

登録申請手続は、**e-Tax**
をご利用ください!!

- ☑ [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SP版)]をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受信が可能

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> の「インボイス制度情報サイト」をご覧ください。

インボイス制度に関する事業者向け電話相談センターも開設されています。
受付時間：月～金 9:30～17:00（土日祝祭日を除く）
電話番号：03-6394-0130・0303-5531（内線）
FAX番号：03-6394-1700（土日祝祭日を除く）

消費税

知っていますか？インボイス制度
適格請求書発行事業者の登録申請を受付中!

登録を予定されている方 / **もう始まっています!**

多くの事業者の方が登録申請をされています!
早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに!

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくことで、申請の手続きがスムーズに比べて早期に登録通知を受け取ることができます!
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取ります! 電子データで受け取る登録通知のメリットがあります!

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。